



事故が起こったらどうするの？



A. 必要な行動をとってすぐに連絡するんだよ。

あつてはいけないことなんだけど、サービスの提供によって事故が起こってしまうことがある。そのときには、必要な行動をとって、利用者の家族や都道府県、市町村に連絡をするんだ。[事故防止マニュアル](#)を作っていると、こういうときの必要な手順が解りやすく役に立つんだよ。

この事故防止マニュアルは、事故が発生したときの対処法をあらかじめ定めておくことが望ましいし、従業員全員に周知されていないといけないんだ。

自動体外式除細動器(AED)を事業所に設置したり、救命救急講習なんかを受講しておくことも必要かもしれないね。

事業所がある地域にAEDの設置があれば、緊急時に使用できるように体制を整えておくのもひとつの方法だろうね。

事故が起こったときには、事故の状況や事故に際して行った処置などをきちんと「事故報告書」という[記録](#)に残さなければいけないことになっているよ。

程度にもよるんだけど、指定権者に報告の義務もあるんだ。

事故のひとつ手前とされる「ヒヤリハット」も、きちんと記録しておかれるべきなんだよ。

この記録は、利用者の家族への説明のときにも必要になるよ。

家族に説明したときのことも記録として残しておかなければいけないんだ。

なにがあっても、こういう事実があった、という客観的な記録が必要だ、ということだね。

損害賠償が発生するような事故の場合は、加入している損害保険会社にも連絡が必要だよ。

連絡は少しでも早いほうがいいし、ここでも事故の記録が必要になるよ。

事故防止マニュアルも作成しておいて、しなければいけないことが盛り込んであると助かるね。

事故発生時の損害賠償を含む対応、については[運営規程](#)や[重要事項説明書](#)で説明されているよ。

[《MENU》](#)

[《重要事項説明書ってどんなもの？](#)

[《衛生管理ってなんのこと？》](#)